

経審 Q&A

【申込み・審査日程等について】

Q1. ハガキがまだ届きません。審査日を知りたい。(去年はもう届いていたが・・・)

A1. 審査日通知用のハガキは、審査予定日の2週間前ぐらいにお手元に届くように返信します。まだ、日程は決まっていませんので、もう少々お待ちください。(申し込み業者数や申込み日時等により多少前後することがあります。)

Q2. ハガキを出し忘れていた。今からでもハガキを出していいでしょうか？

A2. 会社の決算月との関係により対応が異なります。

- ・直前の決算期から1～11月を経過したとき。→原則として、次の決算期がくるまで、経審を受けることができます。申込み用のハガキを早急に提出してください。
- ・直前の決算期から1年になろうとしているとき。または、既に次の決算期がきたとき。→県庁建築指導課へご連絡ください。(092-643-3719)

Q3. ○○(市町村等)に提出するために受審を急ぐので、日程指定して欲しい。

A3. 前年度受審されている方は、前回の結果通知書の有効期間が、前回審査基準日から1年7か月ありますので、そちらをご活用ください。

なお、有効期間切れ等により前回の結果通知書が使えない方、又は新規に受審をする方等は、県庁建築指導課へご相談ください。(092-643-3719)

Q4. 法人成りや事業承継により、前回の結果通知書が使えないので、経審を早く受けてたい。

A4. 法人成りや事業承継等により、前回の結果通知書が使えない方は、県庁建築指導課へご相談ください。(092-643-3719)。

Q5. 法人設立（個人開業）直後でも経審は受けられますか？経審を早く受けたいのですが。

A5. 設立（開業）日を審査基準日として受けることができます。新規に受審をする方は、県庁建築指導課へご相談ください。（092-643-3719）

Q6. 経審のハガキが届いて審査日が〇月〇〇日ですが、その日に行けません。別の日にしてもらえませんか？

A6. 福岡県 HP（平成〇年△月 経営事項審査日程表）に審査日程を掲載していますので、審査予定日以降の日に、同じ地域で開催される日程を調べて、お越してください。14時から14時半の間で受付します。なお、経営事項審査日程表は前月の20日ぐらいに県 HP に掲載します。

注）審査予定日前の日での受付はできません。必ず審査予定日以降の日に来場してください。また、別の地域で審査を受けることはできません。

Q7. 申込み用のハガキや申請書等をどこで購入できますか？

A7. お近くの県土整備事務所等にある用紙販売所で購入できます。

【申請書の記載について】

Q8. 申請書の申請者印は実印ですか。

A8. 実印をお願いします。
なお、申請時に印鑑証明を添付する必要はありません。

Q9. 書き方や必要書類を教えてください。

A9. 書き方に関しては、情報量が多いので『経営事項審査の手引き』をご購入ください。『経営事項審査の手引き』の中で分からない箇所については、御照会ください。必要書類に関しては、『経営事項審査の手引き』を参照していただくか、申請書をご購入いただいたときに必要書類一覧表を一緒にお渡ししています。なお、県HP（平成30年度経営事項審査について）にも添付しています。

Q10. 利益額の書き方が分かりません。

A10. 経営状況分析結果通知書の最下欄に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、そちらの数字を転記し、4つの数字を足したものを2で除したものが利益額となります。その為、まず経営状況分析を受けてください。

なお、決算期変更、事業承継や法人成りについては、当期の数字は経営状況分析と一致しますが、前期は完工高と同様に按分計算する必要がありますので、注意してください。

【完工高の記載について】

Q11. 土木一式工事や建築一式工事に含めることができる専門工事はありますか？また、完成工事高付表の書き方がわからないので教えてほしい。

A11. <一式工事に含めることができる専門工事（標準）>

一式工事	土木一式	←	とび土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設、鋼構造物解体（注：鋼構造物については、土木に関する工事のみに限られます）
	建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、板金、ガラス、防水、内装、熱絶縁、建具、鋼構造物、鉄筋、塗装

注意：矢印の方向に向かってのみ振替ができます。右の枠内での振替はできません。

付表の書き方は県HP（平成30年度経営事項審査について）に記載例を添付していますので参照してください。

注）付表で合算した専門工事に関しては、経審を受審することはできません。

当期から合算可能です。過年度分で、既に「専門工事」又は「その他の工事」として計上したものを改めて一式工事として計上することはできません。逆に、専門工事と一式工事を分離する場合でも、当期のみ可能です。過年度分は、前回審査時の数字をそのまま記載することになります。

Q12. 3年平均の完成工事高の書き方がわかりません。

A12. 工事の種類ごとに、左側の完成工事高計算表に前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高をそれぞれ記入し、その合計を2で除した値を項番32に記入してください。

Q13. 法人成り及び事業承継の要件を教えてください。

A13. 以下を参照にしてください。

○法人成りの要件

- ①前個人事業主が廃業すること。
- ②前個人事業主が50%以上を出資して設立した法人であること。
- ③前個人事業主の営業年度と法人の営業年度が連続しており、法人設立後2ヶ月以内に許可申請すること。
- ④前個人事業主が法人の代表権を有する役員に就任していること。

○事業承継の要件

- ①新事業主が前事業主の配偶者か2親等以内の者
- ②前事業主が廃業すること
- ③前事業主と新事業主の営業年度が連続しており、前事業主の廃業後2ヶ月以内に新事業主が許可申請すること。
- ④新事業主が前事業主の補佐をした経験を有すること。

Q14 法人成、事業承継又は決算期変更を行った際の完成工事高の書き方について教えてください。

A14

- ① 法人成又は事業承継の場合は、法人成等をした時点を審査基準日とし、法人成又は事業承継前の完成工事高の実績を当該審査基準日より遡って月数単位で按分した上で計上してください。
- ② 決算期変更の場合は、変更後の決算年月日を審査基準日とし、決算期変更前の完成工事高実績については、当該審査基準日に合わせて月数単位で按分した上で計上してください。
- ③ 法人成又は事業承継後最初の決算で受審する場合も、過去2年または3年間の完成工事高実績を算出する際に、当該決算日を審査基準日として、月数単位で按分計算を行う必要があります。

Q15. 工事経歴書の書き方がわかりません。

A15. 県HP（平成30年度経営事項審査について）に添付してある「工事経歴書の作成・確認方法について（福岡県知事許可の方）」及び「工事経歴書（第2号様式）の記載フロー」を参考にしてください。なお、決算後の変更届を既に提出している場合は、そちらをコピーして提出してください。

注）決算の変更届を県土整備事務所に提出しないと経審を受審できません。

Q16. コード「300」の経過措置の完成工事高は、どのような業種を持っている場合に、使用すれば良いのですか？

A16. 「とび・土工工事」または「解体工事」、「とび・土工工事」及び「解体工事」で受審する際に、必ず使用します。コード「300」は「とび・土工工事」と「解体工事」を合わせた金額を記入します。工事の実績がなくても記載する必要があります。

【技術職員名簿について】

Q17. 技術者で雇用されてちょうど6か月の方は技術職員名簿に記載できますか？

A17. 技術職員名簿に記載できるのは、6か月と1日以上経っている方が対象のため、ちょうど6か月の方は認められません。

Q18. 社会保険に入っている適用事業所ですが、社保に入っていない技術者は、名簿に載せられませんか？

A18. 社会保険に入っている会社については、社会保険で常勤性の確認を行っています。載せられません。

但し、対象者が後期高齢者の場合は除きます。

Q19. 会社は以前からやっていますが、最近許可を取得し近々経審を受ける予定です。社保にも最近入りましたが、技術者は、名簿に載せられますか？

A19. 社会保険に入っている会社については、社会保険で6か月超雇用の確認を行っています。社会保険の取得年月日が6か月を超過していない場合には載せられません。

Q20 2級の施工管理技士の免許を持っていますが、監理技術者の講習は受講しているので、有りと記入してよいですか？

A20. 講習受講「有り」としてよいのは、一級の国家資格のみです。併せて、監理技術者証と講習修了証の両方を持っている必要があります。

それ以外は、必ず「無し」にしてください。(県HP(平成30年度経営事項審査について)に添付してある「業種別技術職員コード表」の2重丸がついている資格のみ。)

Q21. 従業員が新たに資格を取りましたが、経審にあげられますか？

A21. 審査基準日時点で取得している資格でなければ対象外となります。なお審査基準日時点で6ヵ月を超えて(6ヵ月と1日以上)雇用されていることが必要です。

Q22. 経審で受ける業種以外の技術職員の資格についても、加点対象になりますか？

A22. 経審を受ける業種のみ加点対象になります。

Q23. 業種コード「99」は、どのような場合に使用すれば良いのですか？

A23. 「とび・土工工事」及び「解体工事」の双方で経営事項審査を受審する際に、技術職員1名について、「とび・土工工事」及び「解体工事」の双方の技術職員として申請する場合に使用します。

【社会性等について】

Q24. 指名停止をうけましたが、法令遵守の状況に該当ありとなりますか？

A24. 指名停止は該当しません。発注団体の内部規則に基づく処分の為です。他方、営業停止及び指示処分の建設業法上の監督処分を受けた場合には「該当有り」となります。

【その他】

Q25. 合併、分割、譲渡等の場合の注意事項は何ですか？

A25. 財務諸表の合算等の手続きが必要となります。
県庁建築指導課と事前協議を実施の上、審査を受けるようにしてください。
(092-643-3719)

Q26. 経審を○業種受けたいけれど、証紙はいくら必要ですか？

A26. 8,500円 + {(○業種) × 2,500} 円で算定した料金になります。

Q27. 最近、業種追加をしたのですが、その業種で経営事項審査を受けることは出来ますか。審査基準日時点では、その業種はありませんでした。

A27. 経営事項審査の審査時に、追加した業種があれば、その業種で受けることが出来ます。なお、業種追加した分の完成工事高は、直近の決算期において、追加した業種の欄に計上してください。ただし、前年度、前々年度に「その他の工事」として計上したものを前審査対象事業年度以前の当該業種の工事実績として計上することはできません。(工事の実績がある場合は、「その他工事」に計上してください)

* 「とび・土工工事」で経審を受けていた方が「解体工事」を追加した場合は、追加した「解体工事」の完成工事高は、前年度以前のものも含め解体工事の実績として対象年度分計上できます。

Q28. 前回と同じ審査基準日で経営事項審査を再度受けたいのですが、受け直すことは出来ますか？
(最近した業種追加、名簿に入れ忘れていた技術職員の追加など)

A28. 経営事項審査を再受審というかたちで受け直すことが出来ます。但し、加点する業種分の審査手数料が発生します(Q26 参照)。例えば、2業種が加点対象の場合13,500円の福岡県の領収証紙が必要です。再受審を希望される方は、まずハガキの余白に再受審(理由を記載)と朱書きで記載し、通常通りハガキを提出してください。予約受付番号は前回の番号と同じです。当日の審査の際に必要な書類として、今回申請される経営規模等評価申請書・総合評定通知書(正・副本)、加点対象と

なる証明資料、建設業許可通知書、許可申請書（副本）、前回の経営規模等評価申請書・総合評定通知書（副本）、審査基準日の分析結果通知書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が必要となります。

県の指名名簿は、すでに提出されている方は、提出不要です。但し、業種追加で追加分を名簿に載せたい場合は、再度追加分の県の指名名簿を提出する必要があります。